

# 東京都就業者数の予測

—令和 7 (2025) 年、12 (2030) 年、17 (2035) 年、22 (2040) 年、27 (2045) 年—

(各年 10 月 1 日時点)

令和 7 年 11 月

 東京都

## まえがき

東京都総務局統計部では、昭和 34(1959)年度から人口の予測事業を開始して以来、5年に一度の国勢調査ごとに、「区市町村別人口」、「男女年齢（5歳階級）別人口」、「世帯数」、「昼間人口」及び「就業者数」の5つのテーマについて将来予測を行っています。

本報告書は、令和 2 (2020) 年の国勢調査結果を基準とした「東京都昼間人口の予測（令和 7 (2025) 年 3 月）」に基づく将来の昼間就業者数（従業地による就業者数）について、令和 7 (2025) 年、令和 12 (2030) 年、令和 17 (2035) 年、令和 22 (2040) 年及び令和 27 (2045) 年の将来 5 時点を産業別、職業別、産業・職業別及び男女、年齢（5歳階級）別に予測したものです。

今後、少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口の減少が見込まれる中、東京都内で働く就業者の産業構造や職業構造の変化を捉えることは、将来の行政需要や経済活動を見通す上でも大変重要となっています。

本報告書が行財政施策の計画や立案の基礎資料のほか、各方面の研究等においても幅広くご活用いただければ幸いです。

終わりに、予測モデルの構築及び報告書の全般にわたって、多大なご指導及びご協力をいただきました法政大学の菅 幹雄教授に深く感謝いたします。

令和 7 (2025) 年 11 月

東京都総務局統計部長

金子光博

## 目 次

予測の概要	1
利用上の注意	2

### 予測結果の概要

1 昼間就業者数	8
2 産業別昼間就業者数	10
3 職業別昼間就業者数	23
4 産業・職業別昼間就業者数	32
5 男女、年齢（5歳階級）別昼間就業者数	38

### 統 計 表

第1-1表 区市町村別昼間就業者数－総数－	46
第1-2表 区市町村別昼間就業者数－男－	47
第1-3表 区市町村別昼間就業者数－女－	48
第2表 区市町村、男女、産業別昼間就業者数	49
第3表 区市町村、男女、職業別昼間就業者数	108
第4-1表 男女、産業・職業別昼間就業者数－東京都－	138
第4-2表 男女、産業・職業別昼間就業者数－区部－	144
第4-3表 男女、産業・職業別昼間就業者数－多摩・島しょ－	150
第5表 区市町村、男女、年齢（5歳階級）別昼間就業者数	156

### 予 测 方 法

第1 はじめに	187
第2 予測方法	187
1 予測期間	187
2 予測対象	187
3 基準人口	187
4 予測の考え方	187
5 予測方法	188
第3 予測に使用及び参考とした資料	191

# 予測の概要

## 1 東京都の人口予測事業

東京都では、行財政施策の企画、立案の基礎資料に供する目的で、将来の人口予測事業を行ってきている。

昭和 34(1959)年度に「東京都将来人口の推計」として事業を開始し、昭和 41(1966)年度以降は、総務省統計局「国勢調査」の確報結果に基づく人口等基本集計など各種集計結果が順次公表され次第、次の国勢調査の新しい結果が公表されるまでの 5 年間に、東京都の人口に関する基本的な 5 つのテーマ（「区市町村別人口」、「男女年齢（5 歳階級）別人口」、「世帯数」、「昼間人口」、「就業者数」）について予測を行い、公表している。

## 2 本報告書の予測概要

本報告書は、令和 2 (2020) 年国勢調査結果を基準とし、「東京都昼間人口の予測（令和 7 (2025) 年3月）」に基づく将来の昼間就業者数について、男女別、産業別、職業別、産業・職業別及び年齢（5 歳階級）に予測したものである。

予測の対象は、国勢調査における従業地による就業者（昼間就業者）である。

予測期間は、令和 7 (2025) 年、令和 12(2030) 年、令和 17(2035) 年、令和 22(2040) 年及び令和 27(2045) の将来 5 時点である。各年は 10 月 1 日時点である。

なお、本報告書の予測は、過去の趨勢を反映して予測したものであり、予測値には将来における政策等の効果は含まれない。

## 利用上の注意

1 本報告書における就業者とは、「国勢調査」(総務省統計局)における「従業地による就業者(昼間就業者)」である。本報告書では、「昼間就業者」と呼び、都内で働く者を対象としている。なお、夜間勤務の人は、国勢調査の定義上、「昼間就業者」に含まれる。

### 2 掲載した数値について

(1) 予測の出発点となる基準人口のうち区市町村別昼間就業者数は、令和2(2020)年の「国勢調査」(総務省統計局)の不詳補完結果によっている。

また、区市町村別昼間就業者数を同調査の結果により、男女別、産業別、職業別、産業・職業別、年齢階級別にあん分した昼間就業者数も基準人口としている。産業別、職業別のうちの「分類不能」は各産業、職業にあん分加算している。年齢階級別のあん分は次の算式によって算出した。ただし、その区市町村別男女別の昼間就業者数合計が不詳補完結果の値(以下、不詳補完値という。)に一致するよう補整した。

2020年年齢階級別昼間就業者数算出値

$$= 2020 \text{年年齢階級別昼間就業者数原数値} \times 2020 \text{年年齢階級別常住就業者数不詳補完値} \\ \div 2020 \text{年年齢階級別常住就業者数原数値}$$

(原数値とは不詳補完する前の不詳を含まない調査結果の値をいう。)

(2) 令和7(2025)年以降の数値は、各年10月1日時点の予測値である。

(3) 本報告書の昼間就業者数には、15歳未満の就業者は含まない。そのため、「東京都昼間人口の予測(令和7(2025)年3月)」の区市町村別の昼間就業者数から15歳未満の就業者数を除いたものが本予測の昼間就業者数となる。

(4) 基準人口の表記については、統計表及び予測結果の概要の本文で用いられている表やグラフでは「\*」印で表示している。

### 3 本報告書で用いている符号の意味は次のとおりである。

「0.0」 表章単位未満の数値

「-」 皆無または該当数値なし

「△」 負数(減少)

### 4 数値について、単位未満を四捨五入している場合は、合計の数値と内訳の計が一致しない場合がある。

### 5 用語の説明

以下の用語は、令和2(2020)年国勢調査の定義に従っている。

(1) 従業地による就業者(昼間就業者)

ア 従業地

従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員(雇用者)については、その船が主な根拠地としている港のあ

る市区町村を従業地としている。

また、従業地が外国の場合、常住している市区町村を従業地としている。

東京都の従業地による就業者は、東京都内で働く自宅就業者と通勤者で構成される。

(ア) 自宅就業者

東京都内に住んでいて、仕事をしている場所が、自分の住んでいる家又は家に付属した店・作業場などである場合の就業者

(イ) 通勤者

① 東京都内に住んでいて、東京都内にある「自宅」以外の場所で仕事をしている就業者

② 東京都外に住んでいて、仕事をしている場所が東京都内にある就業者

イ 就業者

国勢調査では、調査実施年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人を就業者としている。

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査期間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としている。

(ア) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、休み始めてから賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(イ) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めている。

さらに、ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については就業者としている。

(2) 産業分類

産業とは、就業者について、調査週間にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものという（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によっている。

労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類している。

本報告書の産業分類は、平成25(2013)年10月の日本標準産業分類（令和5年7月改定前）の大分類による。

産業（3分類）の区分は次のとおりである。

部門	内訳
第1次産業	A 農業、林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業

	E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

※『令和2(2020)年国勢調査 調査結果の利用案内－ユーザーズガイド』より

### (3) 職業分類

職業とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものという（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっている。

本報告書の職業分類は、平成21(2009)年12月の日本標準職業分類の大分類による。

職業の区分は次のとおりである。

- A 管理的職業従事者
- B 専門的・技術的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業従事者
- H 生産工程従事者
- I 輸送・機械運転従事者
- J 建設・採掘従事者
- K 運搬・清掃・包装等従事者

※ 産業分類及び職業分類における詳細については、総務省ホームページを参照

#### ○日本標準産業分類

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000023.html](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)

#### ○日本標準職業分類

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/shokgyou/kou\\_h21.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/kou_h21.htm)

(産業大分類について)

産業大分類	説明
A 農業、林業	この大分類には、耕種農業、畜産農業（養きん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務並びに林業及び林業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。
B 漁業	この大分類には、海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所、海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。
C 鉱業、採石業、砂利採取業	この大分類には、有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。
D 建設業	この大分類には、主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。
E 製造業	この大分類には、有機又は無機の物質に物理的、化学的変化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。
F 電気・ガス・熱供給・水道業	この大分類には、電気、ガス、熱又は水（かんがい用水を除く）を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所が分類される。
G 情報通信業	この大分類には、情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所が分類される。
H 運輸業、郵便業	この大分類には、鉄道、自動車、船舶、航空機又はその他の運送用具による旅客、貨物の運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業を営む事業所並びに郵便物又は信書便物を送達する事業所が分類される。
I 卸売業、小売業	この大分類には、原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。
J 金融業、保険業	この大分類には、金融業又は保険業を営む事業所が分類される。
K 不動産業、物品賃貸業	この大分類には、不動産業又は物品賃貸業を営む事務所が分類される。
L 学術研究、専門・技術サービス業	この大分類には、主として学術的研究などを行う事業所、個人又は事業所に対して専門的な知識・技術を提供する事業所で他に分類されないサービスを提供する事業所が分類される。
M 宿泊業、飲食サービス業	この大分類には、宿泊業又は飲食サービス業を営む事業所が分類される。
N 生活関連サービス業、娯楽業	この大分類には、主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設又は技能・技術を提供するサービスを行う事業所が分類される。
O 教育、学習支援業	この大分類には、学校教育を行う事業所、学校教育の支援活動を行う事業所、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補習教育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所が分類される。
P 医療、福祉	この大分類には、医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所が分類される。
Q 複合サービス事業	この大分類には、信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局、農業協同組合等が分類される。
R サービス業（他に分類されないもの）	この大分類には、主として個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業所が分類される。
S 公務（他に分類されるもののを除く）	この大分類には、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署が分類される。

(職業大分類について)

職業大分類	説明
A 管理的職業従事者	<p>事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。</p> <p>ただし、経営又は管理に従事するものであっても次の仕事に従事するものはそれぞれ該当する項目に分類される。</p> <p>(1) 研究所長・病院長・診療所長・歯科診療所長・歯科医院長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正・公正取引委員会審査長・海難審判所審判長・特許庁審判長・校長は大分類B〔専門的・技術的職業従事者〕に分類される。</p> <p>(2) 自衛官・警察官・海上保安官・消防員は大分類F〔保安職業従事者〕に分類される。</p>
B 専門的・技術的職業従事者	<p>高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。</p> <p>この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。</p>
C 事務従事者	<p>一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものは大分類A〔管理的職業従事者〕に分類される。</p>
D 販売従事者	<p>有体的商品の仕入・販売、不動産・有価証券などの売買の仕事、有体的商品・不動産・有価証券などの売買の仲立・取次・代理などの販売類似の仕事、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結、保険の代理・募集などの営業の仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、販売に伴う接客サービスに従事するものは大分類E〔サービス職業従事者〕に分類される。</p>
E サービス職業従事者	<p>個人の家庭における家事サービス、介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。</p>
F 保安職業従事者	<p>国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事するものをいう。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて、医療・教育・事務などのように、他の分類項目に該当する仕事に従事するものも含まれる。</p>
G 農林漁業従事者	<p>農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん（禽）・その他の動物の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物（両生類を含む）の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。</p>
H 生産工程従事者	<p>生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動工具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。</p>
I 輸送・機械運転従事者	<p>機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事するものをいう。</p>
J 建設・採掘従事者	<p>建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、建設機械を操作する仕事に従事するものは、大分類I〔輸送・機械運転従事者〕に分類される。</p>
K 運搬・清掃・包装等従事者	<p>主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事するものをいう。</p>